

危険物製造所等の設置、 変更許可に係る諸検査、確認に関する自 主管理基準

令和7年4月

福井市消防局

(趣旨)

第1 この基準は、危険物製造所等の設置又は変更許可に係る諸検査、確認事項のうち、その一部を当該施設の関係者に行わせ、もって危険物規制事務の合理化、能率化を図るため、必要な事項を定めたものである。

(対象施設)

第2 この基準は、次の製造所等をその対象施設とする。

1 貯蔵所

- (1) 屋外タンク貯蔵所（法第11条の3に定める特定屋外タンク貯蔵所を除く。）
- (2) 屋内タンク貯蔵所
- (3) 地下タンク貯蔵所

2 取扱所

- (1) 給油取扱所
- (2) 一般取扱所

(検査、確認の対象事項)

第3 前第1の当該施設の関係者に行わせる検査、確認事項は、消防法（以下「法」という。）第11条第2項に基づく危険物製造所等（以下「製造所等」という。）の設置又は変更許可申請に係る検査のうち、放題11条の2の完成検査前検査以外の事項で法第11条第5項の完成検査時において、法第10条第4項の技術上の基準に適合しているか否かを確認、明視できない箇所（埋め戻し又は埋設となる箇所）に属する事項（以下「自主検査項目」という。）とする。

2 各対象施設の検査区分及び自主検査項目は別添No.1のとおりとする。

(検査、確認の原則)

第4 前3に定める検査、確認は、工事施工順序に従い各自主検査項目毎に当該施設の関係者が行うことを原則とする。

(関係図書等の提出)

第5 当該対象施設の設置者又は申請者は、法第11条第2項に規定する許可を受けた場合は、当該工事に係る関係図書等を提出しなければならない。

1 現場写真及び諸検査、測定結果報告書

完成検査申請書の添付資料として提出すること。なお本添付資料は福井市危険物規制規則第6条第2項に基づくものである。

(検査、確認の管理区分)

第6 検査、確認の管理上の基本的内容は、別添No.2の管理区分により実施するものとする。

- 1 事前確認・・・使用材料等の確認
- 2 現場写真・・・各工事部位の写真撮影
- 3 結果記録・・・各工事部位の結果確認

(準用)

第7 この基準は、福井市火災予防条例に基づく「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準」について、これを準用する。

No. 1

各対象施設の位置、構造、設備検査区分及び自主検査項目表

自主検査項目・・・本基準に基づき、関係者において検査確認する項目

完成検査前検査項目・・・消防法第 11 条の 2 の規定に基づく市町村長等が行う検査項目

完成検査項目・・・消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく市町村長等が行う検査項目

屋外タンク貯蔵所（特定及び準特定以外） 位置、構造、設備検査区分

政令第11条第1項の規定による技術上の基準			自主検査項目	完成検査前検査項目	完成検査項目	
1①	保安距離	必要（ただし書きによる短縮の適否を含む）			○	
1① の2	敷地内距離	引火点21℃未満⇒直径×1.8又は高さの大なる距離			○	
		引火点21℃以上70℃未満⇒直径×1.6又は高さの大なる距離			○	
		引火点70℃以上⇒直径又は高さの大なる距離			○	
1②	保有空地	指定数量の倍数より⇒（ ）m以上 隣接設置（引火点70℃以上）⇒規定数値の2/3又は3mの大なる方			○	
1③	標識・掲示板	見易い箇所に設置			○	
1④	タンク本体	材質	鋼板（SS400）その他の材料		○	
		板厚	3.2mm以上		○	
1⑤	ン	水張試験等	漏れ、変形しないこと（圧力タンク⇒最大常用圧力の1.5倍、10分間）		○	
		耐震設計	省令第21条規定による構造	②	○	
		耐風圧設計	省令第21条規定による構造	②	○	
		固定	省令第21条規定による構造		○	
		基礎	省令第21条規定による構造		○	
1⑥	支柱	鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造その他耐火性能を有するもの			○	
1⑦	放爆構造	タンク内の圧力が異常に上昇⇒ガス又は蒸気を上部に放出できる構造			○	
1⑦	外面	さび止め塗装	③			
1⑦ の2	ク	底板を地盤面に接して設ける場合	④	○		
		・タンク底板の下にアスファルトサンド等の防食材料を敷く	④	○		
		・タンク底板に電気防食措置を講ずる	④	○		
1⑧	通	底板外表面腐食防止措置	④	○		
		・その他同等以上の防食措置	④	○		
		管	圧力タンク以外のタンクに必要			○
		無弁	内径	30mm以上		○
		構造	先端は水平より下に45°以上曲げる		○	
1⑨	計	引火防止	細めの鋼網〔引火点70℃未満⇒40メッシュ程度、引火点70℃以上⇒20メッシュ程度（高引火点除く）〕		○	
		差動圧	5kPa以下の圧力差		○	
		引火防止	細めの鋼網〔引火点70℃未満⇒40メッシュ程度、引火点70℃以上⇒20メッシュ程度（高引火点除く）〕		○	
安全装置	圧力タンク（最大常用圧力±5kPa水柱を超えるもの）に必要			○		
1⑨	計量装置	液量自動覚知装置を設置（浮子式計量装置、電気、圧力差動方式等）			○	
1⑩	入	注位置	火災予防上支障のない場所		○	
		緊結金具	注入ホース、注入管と結合でき、危険物が漏れないもの		○	
		弁等	鋼製その他の金属製（第6類⇒塩化ビニール等、可）の弁又はふたを設ける 直下に貯留設備の設置		○	
		静電気除去	特殊引火物、第1・2石油類（水溶性除く）に接地電極を設ける		○	
1⑩ の2	ポ	掲示板	引火点21℃未満の危険物の注入口に必要		○	
		設置場所	タンクの空地の1/3以上の距離を保つ		○	
1⑩ の2	ン	空地	周囲に3m以上の空地（防火上有効な隔壁又は10倍以下のタンクのポンプ設備⇒除く）		○	
		固定	堅固な基礎に固定（4本以上のボルトで固定）		○	
		ポ	壁、柱、はり、床⇒不燃材料、周囲に0.2m以上の囲い浸透しない構造、傾斜、貯留設備を設ける		○	
		ン	屋根	軽量な不燃材料		○
		窓・出入口	防火設備、ガラスを用いる場合は網入りガラス		○	
		換気設備	必要（引火点40℃未満の危険物の取り扱い等蒸気の滞留するおそれのあるもの⇒強制換気）		○	
		採光・照明	必要		○	
1⑩ の2	ブ	ポンプ室以外	周囲に0.15m以上の囲い又は側溝、危険物の浸透しない構造、傾斜、貯留設備設置（第4類非水溶性危険物⇒油分離装置）		○	
		掲示板	引火点21℃未満の危険物のポンプ設備に必要		○	
1⑪	元	弁	鋳鋼製その他同等以上の材料（危険物の漏れない構造）		○	

1⑩ の2	水 抜 管	タンク側板に設置（地震等により損傷を受けるおそれのない方法⇒底板、可）			○		
1⑫ 1⑫ の2	配 構 造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない			○		
		地上設置	地盤面上（接地禁止）、外面腐食防止塗装必要		○		
	材 質	支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造			○	
		鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの （火災により変形する恐れのない場合除く）			○		
	地 下 設 置	防食（電気防食）措置、溶接部以外の接合部の漏洩点検措置 地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護	①				
		金属製配管	設置される条件の下で腐食する恐れのある場合、防食（電気防食）措置	①			
		強化プラスチック製配管	JIS K7013及びK7014に定める基準に適合するもの 呼び径100A以下	①			
		取扱うことのできる危険物の種類（自動車ガソリン、灯油、軽油又はA重油）	①				
	加 熱 設 備	火災予防上安全な構造とする				○	
	管 地 震 対 策	地震等により配管とタンクの結合部分に損傷を与えないよう設置				○	
1⑬	電 気 設 備	電気工作物に係る法令の規定による			○		
1⑭	避 雷 設 備	指定数量10倍以上が必要（周囲の状況により設置省略可能）	⑤		○		
1⑮	油	防	液体の危険物タンク（二硫酸炭素は除く）に必要			○	
		容 量	堤内最大タンクの容量の110%以上（非引火性液体の場合⇒100%以上）			○	
		高 さ	0.5m以上			○	
		面 積	80,000㎡以下（非引火性液体は除く）			○	
		堤内タンク数	10基（すべてのタンク容量が200kl以下で、かつ引火点が70℃以上200℃未満の場合は20基）以下。ただし、引火点200℃以上のタンク又は非引火性液体は除く				○
		構 内 道 路	タンクは構内道路に直接面すること（2列配置）ただし、引火点200℃以上のタンク又は非引火性液体は除く				○
			路面幅員	省令第22条第2項第5号の規定による			○
		特 例	堤内すべてのタンクの容量が200kl以下の場合で消防活動上支障がないと認められる道路又空地に面していればよい				○
			配 置	防油堤は、周囲が構内道路に接するよう設けること			○
		タンクとの距離	タンク直径が1.5m未満⇒タンク高さの1/3以上				○
			タンク直径が1.5m以上⇒タンク高さの1/2以上 （引火点200℃以上のタンク又は非引火性液体は除く）				○
		構 造	鉄筋コンクリート造又は土で作る 危険物の漏れない構造	⑥			○
		配 管	堤内タンクの配管以外の配管 禁止				○
貫 通 部	防油堤貫通禁止（保護措置を講ずる時 可）		⑥		○		
水 抜 口	必要（開閉弁等は、防油堤外部に設置）				○		
堤 階 段	高さ1mを超える防油堤に必要（概ね30m毎に設置）				○		
1⑯	被 覆 設 備	固体の禁水性物品に必要 防水性の不燃材料の被覆設備の設置			○		
1⑰	二 硫 化 炭 素	厚さ0.2m以上の壁、底を有する水漏れのない鉄筋コンクリートの水槽に水没			○		
4	アルキルアルミニウム等の特例	アルキルアルミニウム、アルキルリチウムの貯蔵タンクに対し基準を超える特例有り			○		
	アセトアルデヒド等の特例	アセトアルデヒド、酸化プロピレンの貯蔵タンクに対し基準を超える特例有り			○		
	ヒドロキシルアミン等の特例	ヒドロキシルアミン、ヒドロキシルアミン塩類等の貯蔵タンクに対し基準を超える特例有り			○		
その他必要な事項							

屋内タンク貯蔵所（平家建） 位置・構造・設備検査区分

政令第12条第1項の規定による技術上の基準			自主検査項目	完成検査前検査項目	完成検査項目
1①	タンクの設置場所	平屋建の建築物に設けたタンク専用室内			○
1②	タンクと壁との間隔	0.5 m以上			○
	タンク相互間隔	0.5 m以上（タンク2以上の場合）			○
1③	標識・掲示板	見易い箇所に設置			○
1⑫ ~ 1⑰	タ ン ク	壁	耐火構造（引火点70℃以上で延焼のおそれのない外壁⇒不燃材料）		
		柱	耐火構造（引火点70℃以上⇒不燃材料）		
	床	耐火構造（引火点70℃以上⇒不燃材料）			
		浸透しない構造、傾斜、貯留設備を設ける			
	は	り	不燃材料		
	屋	根	不燃材料		
	天	井	禁 止		
	用 窓・出入口	特定防火設備又は防火設備、ガラスを用いる場合は網入りガラス			
延焼のおそれのある外壁⇒随時開放可能な自閉式特定防火設備、窓は設置禁止					
室	出入口の数	床面から0.2 m以上			
1⑱	換気設備	必要（引火点70℃未満⇒強制排出又は自動強制排出（引火点40℃未満は自動））			
	採光・照明	必 要			
1⑲	電気設備	電気工作部に係る法令の規定による（特別、第1類、第2類危険箇所）			
1⑮	タ	要領	容量総計が指定数量の40倍以下		○
	ン ク	材 質	鋼板（SS400）その他の材料		○
		板 厚	3.2 mm以上		○
	本	水張試験等	漏れ、変形しないこと（圧力タンク⇒最大常用圧力の1.5倍、10分間）		○
1⑯	ク	体	外 面	さび止め塗装	③
1⑰	通		圧力タンク以外のタンクに必要		○
	気	種 類	無弁通気管		○
		内 径	30 mm以上		○
	管	構 造	先端は水平より下に45°以上曲げる（滞溜するおそれのある屈曲禁止）		○
		先端の位置	屋外（高引火点⇒専用室内 可）で地上4 m以上 建築物の開口部から1 m以上（引火点40℃未満⇒敷地境界線から1.5 m以上）		○
		引火防止	細目の銅網〔引火点70℃未満⇒40メッシュ程度、引火点70℃以上⇒20メッシュ程度（高引火点除く）〕		○
	安全装置	圧力タンク（最大常用圧力±100 mm水柱を超えるもの）に必要		○	
1⑳	計 量 装 置	危険物の量を自動的に表示する装置を設置			○
1㉑	注 入 口	位 置	火災予防上支障のない場所		○
		緊 結 金 具	注入ホース、注入管と結合でき、危険物が漏れないもの		○
		弁 等	鋼製その他の金属製（第6類⇒塩化ビニール等、可）の弁又はふたを設ける 直下に貯留設備の設置		○
		静電気除去	特殊引火物、第1・2石油類（水溶性除く）に接地電極を設ける		○
		掲 示 板	引火点21℃未満の危険物の注入口に必要		○

1⑨ の2	ポンプ設備（専用室内以外）	固定	堅固な基礎に固定			○	
		ポ	壁、柱、はり、床⇒不燃材料、周囲に0.2m以上の囲い 浸透しない構造、傾斜、貯留設備を設ける			○	
		ン	屋根	軽量な不燃材料			○
			窓・出入口	特定防火設備又は防火設備、ガラスを用いる場合は網入りガラス			○
		プ	換気設備	必要（引火点40℃未満の危険物の取り扱い等蒸気の滞留するおそれのあるもの⇒自動強制排出）			○
			採光・照明	必要			○
		ポンプ室以外	周囲に0.15m以上の囲い又は側溝、危険物の浸透しない構造、傾斜、貯留設備設置（第4類非水溶性危険物⇒油分離装置）			○	
		掲示板	引火点21℃未満の危険物のポンプ設備に必要			○	
ポンプ設備（専用室内）	固定	堅固な基礎に固定			○		
	囲い等	タンク専用室の出入口敷居の高さ以上の不燃材料の囲いを設ける・ポンプ設備の基礎の高さをタンク専用室の出入口敷居の高さ以上とする			○		
1⑩	元弁	鋳鋼製その他同等以上の材料（危険物の漏れない構造）			○		
1⑩ の2	水抜管	タンク側板に設置（地震等により損傷を受けるおそれのない方法⇒底板、可）			○		
1⑪ の2	配	構	造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない			○
			地上設置	地盤面上（接地禁止）、外面腐食防止塗装必要			○
			支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造			○
	材質	地下設置	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形する恐れのない場合除く）			○	
			防食（電気防食）措置、溶接部以外の接合部の漏洩点検措置 地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護	①			
	管	金属製配管	設置される条件の下で腐食する恐れのある場合、防食（電気防食）措置	①			
			強化プラスチック製配管	JIS K7013及びK7014に定める基準に適合するもの	①		
			呼び径100A以下 取扱うことのできる危険物の種類（自動車ガソリン、灯油、軽油又はA重油）	①			
	加熱設備	火災予防上安全な構造とする			○		
	地震対策	地震等により配管とタンクの結合部分に損傷を与えないよう設置			○		
3	アルキルアルミニウム等の特例	アルキルアルミニウム、アルキルリチウムの貯蔵タンクに対し基準を超える特例有り			○		
	アセトアルデヒド等の特例	アセトアルデヒド、酸化プロピレンの貯蔵タンクに対し基準を超える特例有り			○		
	ヒドロキシルアミン等の特例				○		
その他必要な事項							

地下タンク貯蔵所 位置・構造・設備検査区分

		政令第13条第1項～第3項の規定による技術上の基準	自主検査項目	完成検査前検査項目	完成検査項目			
1③	タ	位置	タンク頂部は地盤面下0.6m以上	⑫		○		
		相互間隔	1m以上(容量の総和が100倍以下の時は0.5m以上) 漏れ防止構造⇒不要	⑬		○		
1⑥ 2② ③	タンク本体	材質	鋼板(SS400)(強化プラスチック)		○			
		板厚	3.2mm以上(安全な構造)		○			
1⑧	ン	水圧試験	圧力タンク⇒最大常用圧力の1.5倍、それ以外70kPaで10分間、漏れ変形しないこと		○			
		通	圧力タンク以外のタンクに必要			○		
		種類	無弁通気管又は大気弁付通気管			○		
		内径	30mm以上			○		
		構造	先端は水平より下に45°以上曲げる(滞留するおそれのある屈曲禁止)			○		
		位置	取付	タンク本体の頂部に取り付け(気密試験ができるようにフランジ等を設けること)			○	
			先端	屋外で地上4m以上 建築物の開口部から1m以上(高引火点⇒室内可)			○	
		引火防止		引火点40℃未満⇒敷地境界線から1.5m以上			○	
				細目の銅網[引火点70℃未満⇒40メッシュ程度、引火点70℃以上⇒20メッシュ程度(高引火点除く)]			○	
		地下部分	地盤面に係る重量が直接通気管に係らないように保護 接合部分(溶接は除く)は損傷点検措置			○		
管	蒸気回収弁	常時(注入時以外)開放し、閉鎖したとき10kPa以下の圧力で開放すること			○			
安全装置	圧力タンク(最大常用圧力±100mm水柱を超えるもの)に必要			○				
1⑧の2		計量装置	油量液面計又は計量口(タンク底板に当板が必要)			○		
1⑨ 1⑬	ク	注	位置	屋外(火災予防上支障のない場所:階段・ドライエリア等蒸気の滞留するおそれのない場所)			○	
		入	緊結金具	注入ホース、注入管と結合することができ、危険物が漏れないもの 結合型式⇒ねじ込み式、回転歯止め式、差込歯止め式、フランジ結合式等			○	
			弁等	鋼製その他の金属製の弁又はふたを設ける			○	
		静電気除去	特殊引火物、第1石油類、第2石油類に接地電極を設ける			○		
		口	掲示板	引火点21℃未満の危険物の注入口に必要			○	
1⑫ ⑭ ⑦ 2 ②	ン	ク	漏洩検査管	4箇所以上設置 二重殻タンク不要			○	
			タンク室	ふたは0.3m以上防水措置が必要 タンク室内側とタンク(二重殻タンク)の間⇒0.1m以上の間隔、乾燥砂の充てん	⑪			
		ニ	重	外面保護	告示で定める方法	⑦		
				構造	間接きを有するように厚さ3.2mm以上の鋼板・強化プラスチックを設置		○	
		殻	タ	外面保護	告示で定める方法		○	
				漏れ検知	間接きを有するよう取り付け、危険物の漏れを常時検知する設備を設置		○	
		ン	ク	油種	自動車ガソリン、灯油、軽油、A重油(JISK2205の一部)に限定		○	
				ふた	タンクの水平投影の縦、横より0.6m以上、厚さ0.3m以上のコンクリート製 直接タンクに重量がかからない構造	⑧・⑨		
				固定	タンクは堅固な基礎の上に固定	⑩		

1⑨ の2	ポンプ設備 (地下貯蔵タンク以外)	固定	堅固な基礎に固定			○	
		ポンプ	壁、柱、はり、床⇒不燃材料、周囲に0.2m以上の囲い浸透しない構造、傾斜、ためますを設ける			○	
		屋根	軽量な不燃材料			○	
			窓・出入口	特定防火設備又は防火設備、ガラスを用いる場合は網入りガラス			○
		換気設備	必要(引火点40℃未満の危険物の取り扱い等蒸気の滞留するおそれのあるもの⇒自動強制排出設備)			○	
		採光・照明	必要			○	
		ポンプ室外	周囲に0.15m以上の囲い又は側溝、危険物の浸透しない構造、傾斜、ためます設置(第4類非水溶性危険物⇒油分離装置)			○	
掲示板	引火点21℃未満の危険物のポンプ設備に必要			○			
1⑤	標識・掲示板	見やすい箇所に設置				○	
1⑫	電気設備	電気工作物に係る法令の規定による(特別、第1類、第2類危険箇所)				○	
1⑩ 1⑪	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない			○	
		地上設置	支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造			○
			材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形する恐れのない場合除く)			○
		地下設置	防食(電気防食)措置、溶接部以外の接合部の漏洩点検措置	地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護	①・⑭		
			金属製配管	設置される条件の下で腐食する恐れのある場合、防食(電気防食)措置	①		
			強化プラスチック製配管	JIS K7013及びK7014に定める基準に適合するもの	①		
				呼び径100A以下	①		
加熱設備	取扱うことのできる危険物の種類(自動車ガソリン、灯油、軽油又はA重油)	①					
管	火災予防上安全な構造とする				○		
4	アセトアルデヒド等の特例	アセトアルデヒド、酸化プロピレンの貯蔵タンクに対し基準を超える特例有り				○	
	その他必要な事項						

給油取扱所 位置・構造・設備検査区分

政令第17条第1項の規程による技術上の基準			自主検査項目	完成検査前検査項目	完成検査項目
*1	屋外の定義	上屋等の水平投影面積－1階事務所等の面積)÷(敷地面積－1階事務所等の面積) ≤ 1/3 (1階事務所等には油庫・コンプレッサー室が含まれる。)			○
②	給油空地	固定給油設備の周囲に間口10m以上奥行6m以上空地確保 懸垂式はホース機器の下方			○
③	注油空地	注油設備の周囲に「容器詰替4,000L以下(2,000L以下ごとに仕切ったもの)のローリーへ注入のため」空地確保 懸垂式はホース機器の下方(給油空地以外に確保)			○
④	地盤面	G.Lより高く、給油空地の地盤面が周囲より高く、傾斜、コンクリート等の舗装(強度・耐油性・排水性・耐火性・導電性等を有すること)			○
⑤	排水溝油分離層	漏れた危険物等を空地以外の部分に流出しないよう設ける(排水溝:100角以上、油分離装置:4層以上、告示に定める収容能力以上)			○
⑥	標識・掲示板	見易い箇所に設置			○
⑦	専用タンク	地下タンク 位置構造設備 廃油等1基⇒10,000L以下	⑦～⑭		○
		簡易タンク 防火地域、準防火地域以下で600L以下3基まで			○
⑨	タンクからの配管	危険物配管⇒専用タンク等から固定給油設備等のみ設置			○
	タンク本体	材質 鋼板(SS400)3.2mm以上又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料		○	
		板厚 主荷重、従荷重等が告示の許容応力以下			
		水圧 圧力タンク⇒最大常用圧力の1.5倍・それ以外⇒70kPa		○	
		試験 それぞれ10分間、漏れ変形しないこと			
		外面 電氣的腐食のおそれのある場所⇒告示の塗覆装又は電気防食 上記以外の場所⇒告示の塗覆装	⑦		
	通気管	無弁通気管又は大気弁付通気管			○
	内径	30mm以上			○
	構造	先端は水平より45°以上曲げる(滞油するおそれのある屈曲⇒禁止)			○
	取付位置	タンク本体の頂部に取り付け(気密試験ができるようにフランジ等を設けること)			○
	先端の位置	屋外で地上4m以上 建築物の開口部から1m以上(高引火点⇒室内可) 引火点40℃未満⇒敷地境界線から1.5m以上			○
	引火防止	細目の胴網(引火点70℃未満⇒40メッシュ、引火点70℃以上⇒20メッシュ程度)			○
	地下部分	地盤面にかかる重量が直接通気管にかからないように保護 接合部分(溶接は除く)⇒損傷点検措置			○
	蒸気回収弁	設置する場合⇒常時開放し、閉鎖した時10kPa以下の圧力で開放			○
	計量装置	油量液面計又は計量口(タンク底板に当板が必要)			○

	注 入 口	屋外（火災予防上支障のない場所：階段・ドライエア等蒸気の滞留するおそれのない場所）			○	
	緊 結 金 具	注入ホース、注入管と結合でき危険物の漏れのないもの			○	
	弁 等	鋼製その他金属製の弁又は蓋を設ける			○	
	静 電 気 去 除	特殊引火物、第1石油類、第2石油類に接地電極を設ける			○	
⑧	配	タンク本体の頂部に取り付け（気密試験ができるようにフランジ等を設けること）			○	
	構 造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない			○	
	地 上 設 置	地盤面下（接地禁止）、外面腐食防止塗装必要			○	
	支 持 物	地震・風圧・地盤沈下・温度変化による伸縮等に対し安全な構造			○	
	材 質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災による変形する恐れのない場合除く）			○	
	地 下 配 管	防食（電気防食）措置、溶接部以外の接合部の漏洩点検措置 地盤面にかかる重量が配管にかかわらないよう保護	①・⑭			
	金 属 製 配 管	設置される条件の下で腐食する恐れのある場合、防食（電気防食）措置	①			
	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 製 配 管	J I S K 7 0 1 3 及び K 7 0 1 4 に定める基準に適合するもの 呼び径 1 0 0 A 以下	①			
		取扱うことができる危険物の種類 （自動車ガソリン、灯油、軽油又はA重油）	①			
	管	加熱保温設備	火災予防上安全な構造とする			○
⑩	固定給油設備等	ポンプ機器及びホース機器（KHKの試験確認に合格）			○	
	ホ	長 さ	5 m 以下（ホース取出口からノズル等の先端まで）			○
		懸垂式	地盤面上 0. 5 m、半径 3 m 以内の円が描ける長さ以下			○
	ホ	材 質 等	J I S K 6 3 4 3 「送油用ゴムホース」Ⅰ種（要耐油性） 安全継手（2. 0 kN 以下の荷重で離脱）又は給油等の自動停止措置			○
		ス	先 端 ノ ズ ル	蓄積する静電気の除去装置の設置（接地抵抗値 1, 0 0 0 Ω 未満）		
	機	注 入 管	車両に固定されたタンクに注入する固定注油設備には、タンク底部に達する注入管の設置			○
		器	供 給 停 止	油中ポンプ機器に接続するホース機器には、当該ホース機器転倒時の供給停止措置		
	ポ	内 部 配 管	金属製⇒0. 5 MPa 以上 1 0 分間の水圧試験			○
		吐 出 量	ガソリン⇒5 0 L / 分以下、軽油⇒1 8 0 L / M 以下、灯油⇒6 0 L / M 以下 （車両に固定されたタンクの場合は 1 8 0 L / M 以下：過剰注入防止）			○
		外 装	難燃性（準不燃、酸素指数 2 6 以上の高分子材料）			○
機	懸 戻 り	圧力急上昇時、自動的に配管内危険物をタンクに戻す又は圧力降下装置の設置			○	
	器	垂 停 止	緊急停止（ポンプ機器の停止等ができる装置）及び表示			○
⑮						

⑪	表	示	品名（商品名で可）ホース直近又は本体に表示			○	
⑫⑬	離隔距離	道路境界線	最大給油ホース全長 3 m以下 → 4 m以上 3 mを超え 4 m以下 → 5 m以上 4 mを超え 5 m以下 → 6 m以上 懸垂式固定給油設備 → 4 m以上	最大注油ホース全長 3 m以下 → 4 m以上 3 mを超え 4 m以下 → 5 m以上 4 mを超え 5 m以下 → 6 m以上 懸垂式固定給油設備 → 4 m以上		○	
		敷地境界線	2 m以上	1 m以上		○	
		建築物の壁	2 m以上（開口部なし 1 m）	2 m以上（開口部なし 1 m）		○	
		固定給油設備 ← 最大給油ホース全長 → 固定注油設備	3 m以下 → 4 m以上 3 mを超え 4 m以下 → 5 m以上 4 mを超え 5 m以下 → 6 m以上 懸垂式固定給油設備 → 4 m以上			○	
⑭		懸垂式	GLからホース機器の引出口まで4.5 m以下			○	
⑯	建	用途制限（右以外の他用途の禁止）	① 給油、灯油又は軽油の詰め替え作業場 ①の2 事務所 ② 店舗、飲食店、展示場 （給油取扱所に入出入りする者を対象としたもの） ③ 自動車等の点検、整備作業場（リフト室内） ④ 自動車等の洗浄作業場 ⑤ 関係者の住居、本社事務所				○
		面積制限	上記用途のうち①の2～③の合計⇒300㎡以内（係員のみが出入りするものを除く。）				○
		主要構造	壁、柱、床、はり及び屋根⇒耐火構造又は不燃材料				○
		区画	住居又は本店事務所⇒他の用途と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画 出入口は敷地外				○
		窓・出入口	防火設備（ガラスは網入り）				○
⑰	築	蒸気流入防止	出入口⇒自閉式防火戸、犬走り敷居の高さ⇒15 cm以上でスロープ可 （前記用途③、④は除く）				○
⑱		ポンプ室	床	危険物の浸透しない構造、傾斜、貯留設備			○
		照明等	必要				○
		換気等	必要（引火点40℃未満⇒自動強制排出）				○
※2	物	店舗等	原則⇒建築物の1階（容易に敷地外に避難できる建築物の2階又は建築物の周囲の空地可、ただし避難設備必要） 給油等の業務に支障のない位置⇒物品の販売・展示可				○
⑲		へい等	場所構造	自動車等の出入りする側を除く範囲 給油敷地からの高さ⇒2 m以上、耐火構造又は不燃材料（近接して延焼のおそれのある建築物がある場合は必要な高さを付加）			
⑳		電気設備	電気工作部に係る法令の規定による（特別、第1類、第2類危険箇所） 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所⇒防爆構造の電気設備				○

⑰	附	危険物数量	合計⇒指定数量未満に限る			○		
		固定給油設備等からの離隔距離	(耐火構造の壁、柱、床、はり及び屋根、出入口は給油空地に面した自閉式の特定防火設備、窓が設けられていないポンプ室内のポンプ機器及び油中ポンプ機器は除く) 最大給油ホース全長→距離 3 m以下→4 m以上(囲いまで) 3 mを超え4 m以下→5 m以上(//) 4 mを超え5 m以下→6 m以上(//) 懸垂式固定給油設備→4 m以上(//)			○		
	属	蒸気	位置	給油空地外、灯油詰替空地外、固定給油設備(ポンプ室設置のポンプ機器は除く。)から囲いまでのホース長さ+1 m以上(懸垂式にあつては4 m)			○	
			煙突	高さ1 m以上の排気筒			○	
		洗	囲い	不燃材料、高さ1 m以上、出入口(自動閉鎖式)は敷居の高さ0.15 m以上、固定給油設備に面しない			○	
			車	位置	(耐火構造の壁、柱、床、はり及び屋根、出入口は給油空地に面した自閉式の特定防火設備、窓が設けられていないポンプ室内のポンプ機器及び油中ポンプ機器は除く) 給油空地外、灯油詰替空地外、道路境界線から2 m以上 固定給油設備(ポンプ室設置のポンプ機器は除く)からホースの長さ+1 m以上(懸垂式にあつては4 m)			○
		機	点	位置	(耐火構造の壁、柱、床、はり及び屋根、出入口は給油空地に面した自閉式の特定防火設備、窓が設けられていないポンプ室内のポンプ機器及び油中ポンプ機器は除く) 給油空地外、灯油詰替空地外、道路境界線から2 m以上 固定給油設備(ポンプ室設置のポンプ機器は除く)からホースの長さ+1 m以上(懸垂式にあつては4 m)			○
	構造			漏れ・あふれ・飛散を防止できる構造			○	
	⑰	附	混合燃料油調合器	位置	給油空地外、灯油詰め替え空地外、道路境界線から4 m以上 建築物から1 m以上			○
				蓄圧送式	常用圧力に耐える構造、安全装置の設置			○
⑰	付帯設備以外の設備の設置		給油に支障のない設備のみ可			○		
※2	駐車禁止場所		固定給油設備からホースの長さ+1 m以内(懸垂式にあつては4 m)、注入口から3 m以内、給油空地内、通気管先端から1.5 m以内、地下タンク計量口から0.5 m以内、その他給油業務に支障となる場所			○		
その他								

製造所、一般取扱所 位置・構造・設備検査区分

政令第9条第1項、第19条第1項の規定による技術上の基準			自主検査項目	完成検査前検査項目	完成検査項目
1①	保安距離	ただし書きによる短縮の適否を含む			○
1②	保有空地	()m以上			○
		作業連続等により小屋裏に達する防火上有効な隔壁による減免			○
1③	標識・掲示板	見やすい箇所に設置			○
1④	階数制限	地階禁止			○
1⑤	危険物を取り扱う建築物の構造等	壁	不燃材料（延焼のおそれのある外壁⇒耐火構造）		○
		柱	不燃材料		○
		床	不燃材料（液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備必要）		○
		はり	不燃材料		○
		階段	不燃材料		○
1⑥	屋根	軽量な不燃材料（粉状、引火性固体以外の第2類のみ⇒耐火構造可能）			○
1⑦	窓・出入口	防火設備（延焼の恐れのある外壁の出入口は随時開放可能な自閉式の特定防火設備、窓は禁止）			○
1⑧	ガラス	網入りガラス			○
1⑩	採光・照明設備	必要			○
1⑪	換気設備	必要（可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのある建築物⇒自動強制排出設備）			○
1⑫	屋外設備	液状危険物を取り扱う設備⇒周囲に0.15m以上の囲い又は側溝等の設置 第4類の非水溶性危険物を取り扱う設備⇒油分離装置を設置 液状危険物⇒地盤面：浸透しない構造、傾斜、貯留設備必要			○
1⑬	附帯設備	漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散防止構造（災害防止の附帯設備設置可）		○
1⑭		温度測定	加熱、冷却等のあるもの⇒温度測定装置設置		○
1⑮		加熱・乾燥	直火禁止（ただし防火上安全な場所又は火災防止の附帯設備の場合は除く）		○
1⑯		加圧装置	圧力計及び安全装置		○
1⑰	電気設備	電気工作物に係る法令の規定による			○
1⑱	静電気除去装置	特殊引火物、第1石・第2石油類を貯蔵・取扱う設備に設置			○
1⑲	避雷設備	指定数量10倍以上が必要（周囲の状況によって安全上支障がない場合⇒免除）			○
1⑳	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準による（屋外、屋内にあるタンクで、その容量が指定数量の1/5未満のもの除く）		○	
	20号防油堤	屋外にある液体危険物タンク⇒防油堤必要（タンク容量の50%以上） 複数の場合⇒最大タンクの50%+他のタンクの10%			○

1 21	配	構 造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない			○
		地 上 設 置	地盤面上（接地禁止）、外面腐食防止塗装必要			○
		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造			○
		材 質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの (火災により変形する恐れのない場合除く)			○
	管	地 下 設 置	防食（電気防食）措置、溶接部以外の接合部の漏洩点検措置 地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護	①		
		金属製配管	設置される条件の下で腐食する恐れのある場合、防食（電気防食）措置	①		
		強化プラスチック製配管	J I S K 7 0 1 3 及び K 7 0 1 4 に定める基準に適合するもの 呼び径 1 0 0 A 以下	①		
樹脂製配管		取り扱うことのできる危険物の種類（自動車ガソリン、灯油、軽油又はA重油）	①			
加 熱 設 備	火災予防上安全な構造とする			○		
1 22	ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置とする			○	
3	アルキルアルミニウム等の特例	アルキルアルミニウム、アルキルリチウムの貯蔵タンク等に対し基準を超える特例有り			○	
	アセトアルデヒド等の特例	アセトアルデヒド、酸化プロピレンの貯蔵タンク等に対し基準を超える特例有り			○	
3	ヒドロキシルアミン等の特例	ヒドロキシルアミン、ヒドロキシルアミン塩類の貯蔵タンク等に対し基準を超える特例有り			○	
その他						

No.2

自主施工管理上の基本事項

自主施工管理上の基本事項

この基本事項は、工事施工に際して行う事前確認、現場写真及び結果記録について標準を示したものである。

管理項目	管理構成	一般事項
事前確認	<p>【使用資材の事前確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可内容に基づく確認 →材料の規格適合等についての照合 ・納入資材（現物）の品質管理 →納入材料等の損傷等についての確認 ・使用材料の品質管理 →材料の均一性確保の抽出検査 	<ol style="list-style-type: none"> 1 許可内容に基づく確認 <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用材料のうち法令に規格が定められていないものは、適合の有無を確認すること。 (2) 規格適合が確認できないものは、関係資料を提出すること。 2 納入資材の品質管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 納入された機器材料については、運搬中における損傷について確認すること。 (2) 地下埋設される機器等については、その都度異状の有無を再確認すること。 3 使用材料の品質管理 使用材料の用途目的から見て疑義が生ずるものについては、これらの見本を提出し、その承認を受けること。
現場写真	<p>【工事写真】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前 全体・部分写真 ・品質確認 使用材料の規格表示 ・施行中の状況 施工順序に沿って出来形毎の写真 (寸法、数値を明示) ・工事完了時 全体、部分工事完了時 (埋設・埋戻し前) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 写真撮影の要件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 日時 撮影日時を明確にすること。 (施工順序、工事工程進捗状況が判断できるように) (2) 箇所 どこで、どの箇所を撮影したかを明確にすること。 (撮影場所、箇所、位置、測点、方向等がわかるように) (3) 目的 何を撮影したかを明確にすること。 (寸法、数量の確認検収ができるようにする) 2 撮影方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 撮影箇所は工事施工順に従い出来形毎に行うこと。 (2) 目的物の種類、測点、寸法の判断ができるように工夫すること。特に寸法については、実測値が確認できるようにすること。 (3) 工事着手前及び工事施工中の撮影はできるだけ同一位置、同一方向から撮影すること。 3 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 写真は工事施工順序がわかるようにアルバム等整理すること。 (2) 提出部数は、危険物施設の許可に係る工事毎に1部とすること。
結果記録	<p>【試験・測定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験、測定機器の決定 ・試験、測定条件（時間、圧力数値など） ・異状の有無（変形、漏洩など） ・試験・測定値の記録、結果報告書の作成 	<ol style="list-style-type: none"> 1 機器の選定 法令に定める数値、寸法が測定できるものであること。 2 試験等の条件 設定条件が満足されるものであること。 3 異状の有無 試験、測定時における変形、漏洩の状況 4 記録、結果報告書の作成 試験、測定結果を結果報告書（別記様式2）にまとめ必要に応じて提出すること。

自主検査 項目No.	基準内容	自主検査確認項目			備考
		事前確認	現場写真	結果記録	
①	<p>【腐食防止措置】 危省令第13条の4の規定により行う地下埋設配管の腐食防止措置については、下記のとおりとする。 1 ペโตรラタムを含浸したテープは、配管に十分密着するように巻きつけ、その厚さは、2.2mm以上とすること。 2 ペโตรラタムを含浸したテープの上には、接着性を有するビニルテープを保護テープとして巻きつけ、その厚さは、0.4mm以上とすること。 (1) ペโตรラタムを含浸したテープは、配管に十分密着するように巻きつけ、その厚さは、2.2mm以上とすること。 (2) ペโตรラタムを含浸したテープの上には、接着性を有するビニルテープを保護テープとして巻きつけ、その厚さは、0.4mm以上とすること。 (3) 前(1)及び(2)の施工に際しては、完全な防食層をつくるように、重なり部分等及び埋設時の機械的衝撃に注意するとともに、下地処理等についても十分な措置を講じること。 3 地盤面から立ち上がる部分の配管は、埋設部から15cm以上の長さについて、埋設部と同等の腐食防止措置を講じること。 4 配管をコンクリートスラブの下に埋設する場合、配管とコンクリートスラブ下端とは10cm以上離すこと。</p> <p>【配管の水圧試験】 1 試験は、接続する部分等に限られるものだけでなく配管全体に及ぶものであること。 2 試験に用いる不燃性の気体には、空気を含むものである。 (ただし、新設配管に限る) 3 試験圧力が10kg/cm²以上となるものにあつては、水または水以外の不燃性の液体を用いること。この場合試験終了後、不燃性の気体を用いた気密試験を行い漏洩その他異常がないことを確認すること。 (不燃性気体・・・窒素ガス) (水以外の不燃性の液体・・・水系の不凍液)</p>	<p>①試験用機器の異状の有無点検確認</p> <p>②当該配管が直射日光等を受けて指針に変動が生じないように検査要件を確認</p>	<p>①塗覆装施工方法 (材料も写すこと)</p> <p>②塗覆材厚の測定 (寸法、スケール入り)</p> <p>③配管敷設完了時 (コンクリート打設又は土埋戻し前)</p> <p>④水圧等の試験状況 (試験計器の指針状況を含む)</p>	<p>測定結果報告書の提出</p> <p>測定結果報告書の提出</p>	
②	<p>【タンクの耐震又は耐風圧構造】 (令第11条第1項第5号) 1 堅固な基礎及び地盤に固定 (則第21条第1項) 2 地震動による慣性力、風荷重の計算方法 (告示第4条の23) ※「固定」とは、底板の縁が基礎にボルト等で固定されていることをいう。</p>		<p>①基礎部掘削完了時</p> <p>②基礎配筋完了時</p> <p>③アンカーボルト取付完了時 (基礎の配筋にかけ)</p>		<p>○タンクの高さが直径の1.5倍以下のものは、ボルト等での固定は低地帯等に設けられる場合を除き不要 (タンクの高さとは、地盤面からタンク頂部までの垂直距離をいう。)</p>

自主検査 項目No.	基準内容	自主検査確認項目			備考
		事前確認	現場写真	結果記録	
③	【タンク外面のさびどめ塗装】（令第11条第1項第7号） タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。 ※ただし、ステンレス鋼板その他腐食し難い材料で造られているタンクについては、さびどめのための塗装は要しないものとする。		①さびどめ塗装完了時		○仕上げ塗装等をし、さびどめ塗装が確認できない場合に限り現場写真を添付すること。
④	【タンク底板の外面の防食】（令第11条第1項第7号の2） 1 アスファルトサンド等（アスファルトサンドの施工厚10cm以上） 2 電気防食 3 前1及び2と同等以上の措置	①アスファルトサンドの材質確認（アスファルトJISK2207）	①防食措置前（敷設） ②防食措置後完了時（アスファルトサンドの場合厚み測定）		
⑤	【避雷設備】（令第11条第1項第14号） 1 接地極（JISA4201、Z9290-3（2019））	①使用材料の確認	①接地極設置時	接地抵抗地測定結果報告書の提出	
⑥	【防油堤】（令第11条第1項第15号） 1 使用材料 （1）セメントJISR5210ポルトランドセメント （2）鉄筋JISG3112鉄筋コンクリート用棒鋼 2 防油堤の基準（則第22条第2項第9号） 防油堤は、鉄筋コンクリート造又は土で造ること。 3 防油堤の構造基準 （1）鉄筋コンクリート造 ア 部材厚 天端幅20cm以上 イ 鉄筋の直径 主鉄筋13mm以上、その他9mm以上 ウ 目地 （おおむね20m毎に伸縮目地を設けること。） エ 鉄筋のかぶり厚さ 5cm以上 （2）盛土造 ア 盛土材料 透水性の小さい細砂、シルト等の土質を選定すること。 イ 盛土の施工 ・まき出し厚さは30cmを超えないこと。 ・ローラー等の締固め機械を用いて十分締固めること。 4 配管を貫通させないこと。ただし、防油堤の配管貫通部の保護措置をした場合は、この限りではない。	①使用材料の確認 ①使用土質の確認 ②締固め計画の通知	①防油堤基礎部掘削中 ②基礎部掘削完了時 ③基礎の栗石、砂利敷設時 ④基礎配筋完了時	接地抵抗地測定結果報告書の提出	

自主検査 項目No.	基準内容	自主検査確認項目			備考
		事前確認	現場写真	結果記録	
⑦	<p>【タンクの外面保護処理】（令第13条第1項第7号）</p> <p>1 保護方法（則第23条の2）</p> <p>（1）さびどめ+アスファルトプライマー塗装後アスファルトルーフィング及びワイヤーラスの順にタンクを被覆し、その表面に厚さ2mm以上のモルタル塗装を行うこと。</p> <p>（2）さびどめ後アスファルト及びアスファルトルーフィングによる被覆を厚さ1.0cmに達するまで交互に行うこと。</p> <p>（3）さびどめ+プライマー下塗り+塗装剤塗布+エポキシ樹脂又はタールエポキシによる被覆（厚さ2cm以上）を行うこと。</p> <p>（4）さびどめ+プライマー下塗り+ガラス繊維等を強化材とした強化プラスチックによる被覆（厚さ2cm以上）を行うこと。</p>	①保護材料の確認	<p>①さびどめ塗装完了後</p> <p>②保護材料の規格プレート</p> <p>③保護施工中の状況</p> <p>④保護工事完了時</p>		<p>○保護材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトルーフィング JISA6005 ・ワイヤーラス JISA5504（18番以上） ・モルタルに防水剤を混合すること。ただし、モルタル後防水剤で表面塗装する場合は、この限りではない。 <p>【エポキシ樹脂保護】</p> <p>○覆装材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニロンクロス ・ヘッシュンクロス
⑧	<p>【タンクのふた】（令第13条第2項第2号）</p> <p>1 材質 鉄筋コンクリート造り</p> <p>2 大きさ タンクの水平投影の縦及び横より0.6m以上大きくすること。 （上から見て、ふたがタンクの水平投影よりそれぞれ0.3メートル以上はみだす形をいうこと。）</p> <p>3 厚さ 0.3m以上（鉄筋コンクリートの厚さ）</p> <p>4 ふたに用いる鉄筋 JISG3112（異形鉄筋）に該当するもの又は同様以上のもの。</p> <p>5 配筋間隔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シングル配筋－主筋（短形）0.2m以下 －配力筋（長辺）0.3m以下 ・ダブル配筋－主筋・配力筋とも0.3m以下 	<p>①鉄筋材料の確認</p> <p>②鉄筋寸法の確認</p>	①ふた部の配筋完了時（各寸法明示）		

自主検査 項目No.	基準内容	自主検査確認項目			備考
		事前確認	現場写真	結果記録	
⑨	<p>【ふたにかかる重量が直接当該タンクにかからない構造】 (令第13条第2項第2号ロ)</p> <p>1 支柱による場合 (1) 鉄筋コンクリート造り 直径0.2m以上又は一辺が0.2m以上の長方形 (2) 遠心力鉄筋コンクリート造り(ヒューム管) 直径0.2m以上</p> <p>2 支柱の鉄筋 各支柱毎に直径9mm以上の鉄筋を4本以上入れるものとし、基礎及びふたの鉄筋と連結させること。</p> <p>3 支柱の本数 一の地下貯蔵タンクについて4本以上設けられていること。ただし、地下貯蔵タンクを2以上隣接して設置し、ふたを共用する場合において、どのタンクについてもタンクの周囲に4本以上の支柱が適正に配置されるときは、支柱の一部を共用することができる。</p>		<p>①支柱配筋完了時</p> <p>②支柱取付時(コンクリート打ち前)</p>		
⑩	<p>【タンクが堅固な基礎の上に固定】(令第13条第2項第2号ハ)</p> <p>1 タンク基礎 タンクの基礎は、厚さ0.2m以上の鉄筋コンクリート造(鉄筋の直径及び配筋の間隔はタンク上部のふたと同様とすること。)とし、その鉄筋は、タンクの架台部分に入れた鉄筋と連結すること。</p> <p>2 タンク締付バンド等 (1) バンド寸法 幅50cm以上、厚さ6mm以上 (2) アンカーボルト 直径16mm以上 ボルトは下部を屈曲させたものとし、その底部は、タンクの基礎の厚みの中心まで達し、かつ、ボルトの屈曲部を基礎の鉄筋にかけること。 (3) 防食措置 バンド、アンカーボルトに必要な防食措置を講じること。</p> <p>3 タンク周囲への埋戻し材料</p>	<p>①バンド、アンカーボルトの防食措置完了時確認(寸法確認も含む)</p>	<p>①支柱配筋完了時</p> <p>②支柱取付時(コンクリート打ち前)</p> <p>③埋戻し前の状況 ④埋戻し中の状況 ⑤埋戻し完了時</p>		

自主検査 項目No.	基準内容	自主検査確認項目			備考
		事前確認	現場写真	結果記録	
⑪	<p>【タンク室設置工事】（令第13条第1項第2号14号）</p> <p>1 タンクと壁の間隔 0.1m</p> <p>2 タンクの周囲 乾燥砂をつめる</p> <p>3 タンク室の壁、底 厚さ0.3m以上、防水措置を講じた鉄筋コンクリート造、又はこれと同等以上の強度の構造</p>				
⑫	<p>【タンク頂部と地盤面との間隔】（令第13条第1項第3号）</p> <p>1 タンク頂部と地盤面との間隔は0.6m以上とすること。</p>		①0.6m以上確保している状況		
⑬	<p>【複数タンク設置時の相互間隔】（令第13条第1項第4号）</p> <p>1 タンクの合計容量が指定数量の100倍を超えるもの 1m以上</p> <p>2 タンクの合計容量が指定数量の100倍以下のもの 0.5m以上 (容量は隣接タンク容量の総和をいう。)</p> <p>【各配管の取付位置】（令第13条第1項第11号）</p> <p>1 地下貯蔵タンクの配管は、当該タンクの頂部に取付けること。</p>		①配管の取付け状況		
⑭	<p>【地下配管の保護措置等】（令第13条第1項第10号）</p> <p>1 配管保護 (1) 地盤面にかかる重量からの保護 車両その他の重量に十分耐える構造の鉄筋コンクリート造（厚さ15cm以上）等で地盤面を舗装すること。</p>		①配管埋設箇所の掘削完了時 ②配管取付け完了時 ③埋戻し完了時		

凡例

令・・・ 危険物の規制に関する政令

則・・・ 危険物の規制に関する規則

告・・・ 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示